

## 平成20年の重点項目

1. 口腔医学の学問体系を確立し、社会、学界、医療界の理解、協力を得るよう努力する。摂食、嚥下、消化、呼吸、発音、味覚と多様な機能を有する口腔という臓器の疾患の予防、治療を担当する専門分野として口腔医学（口腔科）の学問体系を確立することは、新時代の医療、歯科医療の将来像を考える上で、大変基本的なことである。「歯学より口腔医学へ」をモットーに皆で努力し、「医・歯一体化」の「知の統合」へ向けて、慎重にかつ着実に歩を進める。
2. 教育の面では、実習重視型教育、チュートリアル教育および共用試験対策の充実に努め、学生が意欲をもって勉学するよう、教育カリキュラムの改変を行い、施設・設備の改善を行う。歯科医師国家試験合格率の上位定着をぜひ実現し、歯科衛生士試験の100%合格を目指す。

「口腔医学の学問体系の確立」のためにも、カリキュラム、教育体制の整備と実効を示すことが大変重要である。また、平成20年度文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に応募する。
3. 医科歯科総合病院が日本医療機能評価機構の適正な評価を得るよう、また、福岡医療短期大学は歯科衛生学科の専攻科が大学評価学位授与機構の認定を得て、口腔保健学士の学位取得を目指す。
4. 研究の活性化のために、大学院の入学生を増し、研究の高度化に努めるとともに、万能細胞の開発以上の研究を目指し、学術フロンティア研究センターの再認可、グローバルCOEの獲得に努める。また、教育研究経費および教員の重点配分を行い、科学研究費等の外部資金の獲得に努める。
5. 医科歯科総合病院の患者増を図り、学生の診療参加型臨床実習及び歯科医師臨床研修を充実させ、診療の責任体制を確立し、一般医科並びに新設の口腔顔面美容医療センターの充実を図る。また、病院情報システムの充実、情報公開にも努める。

介護老人保健施設、介護老人福祉施設は地域の保健・福祉に貢献するとともに、教育・研究の場として一層の充実を図る。また、介護職員等の処遇改善に努める。
6. 教職員の考課制度を更に充実させ、処遇の適正化を図るとともに、研修を充実・強化して、教職員が明るく楽しい職場環境をつくり、その職務を全うし、学園の活性化に寄与することを目指す。